

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: <http://www.nakada-partners.or.jp>

発行日2025年10月27日(月)

今週のこぼ

国家情報局

政府は安全保障などの情報活動を強化するため、内閣情報調査室を格上げする形で、各省庁の情報を一元的に集約・分析し司令塔を担う「国家情報局」の創設を検討。

◆ 今週のこよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

10/27(月) 先負 読書週間、トランプ米大統領来日

28(火) 仏滅 日米首脳会談、秋の園遊会

29(水) 大安

30(木) 赤口

31(金) 先勝 8月決算法人の確定申告ほか、APEC首脳会議

11/ 1(土) 友引

2(日) 先負 十三夜

先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

10/20(月) 49,185 △1603 150.74 ▼1.05

21(火) 49,316 △131 151.15 ▼0.41

22(水) 49,308 ▼8 151.82 ▼0.67

23(木) 48,642 ▼666 152.49 ▼0.67

24(金) 49,300 △658 152.82 ▼0.33

税法上、貸倒損失を計上できるケースは

取引先の倒産や経営不振などにより売掛金などの債権が回収不能となった場合、税法上、貸倒損失として損金に算入できますが、貸倒損失に計上できるケースは限られています。

◆ 貸倒損失が認められるケースは

貸倒損失が認められるのは次のケースに該当する場合です。回収の可能性が低いというだけで貸倒損失が認められるわけではありませんので、回収不能に至った根拠となる証拠書類などが重要となります。

◎金銭債権が切り捨てられた場合……①会社更生法や民事再生法などの法的手続きにより切り捨てられた金額、②債権者集会などによって切り捨てられた金額、③債務者の債務超過が相当期間継続し弁済を受けることができない場合に、債務者に対して書面で債務免除をした金額が該当し、その事実が生じた事業年度に貸倒損失として計上できます。

◎金銭債権の全額が回収不能となった場合……債務者の資産状況、支払能力等から全額回収できないことが明らかになった場合、明らかになった事業年度において貸倒損失を計上できます(担保物がある場合は処分後でなければ計上できません)。なお、連帯保証人がいる場合は、連帯保証人の支払能力等を勘案して回収不能かどうかの判断をします。

◎一定期間取引停止後弁済がない場合等……売掛債権(貸付金などは含みません)について、①継続取引を行っていた債務者との取引停止後、1年以上経過しても弁済がない場合や、②売掛債権の総額が取立費用より少なく、支払を督促しても弁済がない場合は、売掛債権の額から備忘価額を控除した残額を貸倒損失として計上することができます。

■この記事の詳細は、情報BOX201541

フリーランス法施行から1年、改めて確認を

フリーランスに業務を委託する事業者が守るべき義務などを定めた「フリーランス・事業者間取引適正化等法」の施行(令和6年11月)から1年を迎えますが、厚労省によると「ハラスメント対策に係る体制整備義務」や「募集情報の的確表示義務」の違反に関する指導等が多いようです。

本法律により発注事業者は、ハラスメントを禁止する旨の周知・啓発や、相談や苦情に対応するための体制整備などを講じなければなりません。

また、広告等でフリーランスを募集する際は、業務内容や従事する場所、報酬、募集を行う者などに関する事項について、虚偽や誤解を与える表示はしてならないとされています。

協会けんぽの電子申請が来年1月開始

協会けんぽは、加入者の方がパソコンやスマホからオンラインで各種申請手続きを行うことができる「電子申請サービス」を令和8年1月13日から開始する予定です。

この電子申請サービスは、協会けんぽに加入する被保険者などが利用でき、傷病手当金や出産手当金、高額療養費などの支給申請をはじめ、協会けんぽが取り扱う主要な申請手続きが対象となります(事業主が加入者申請分を電子申請サービスにより手続きすることはできません)。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

税法上、「貸倒損失」として処理が認められるケースは

取引先の経営状況の悪化や倒産などによって、売掛金や貸付金などの金銭債権が回収不能となった場合は税法上、貸倒損失として損金算入できますが、貸倒損失として計上が認められるための要件は厳格です。

貸倒損失が認められるのは、次のような事実が生じた場合で、客観的に回収不能であることが明らかであることが必要となります。

◆金銭債権が切り捨てられた場合

次に掲げるような事実に基づいて切り捨てられた金額は、その事実が生じた事業年度の損金の額に算入されます。

(1) 会社更生法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、会社法、民事再生法の規定により切り捨てられた金額

(2) 法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で、①債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの、及び②行政機関又は金融機関その他の第三者のあっせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容が①に準ずるものにより切り捨てられることとなった部分の金額

(3) 債務者の債務超過の状態が相当期間継続（※1）し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し債務免除額を書面により通知した場合の債務免除額（※2）

※1 「相当期間継続」とは、債権者が債務者の経営状態をみて回収不能かどうかを判断するために必要な合理的な期間をいいますから、形式的に何年ということではなく、個別の事情に応じその期間は異なることになります。

※2 第三者に対して債務免除を行う場合であっても、金銭債権の弁済を受けることができるにもかかわらず債務免除を行い、債務者に対して実質的な利益供与を図ったと認められるような場合には、その免除額は税務上貸倒損失には当たらないことになります。なお、債務免除に関する書面の交付の事実を明らかにするためには、債務者から受領書を受け取るか、内容証明郵便等により交付することが望ましいと考えられます。

◆金銭債権の全額が回収不能となった場合

債務者の資産状況、支払能力等からその全額が回収できないことが明らかになった場合※は、その明らかになった事業年度において貸倒れとして損金経理することができます。

この場合において、当該金銭債権について担保物がある場合は、その担保物を処分した後でなければ損金経理はできません。

なお、保証債務は現実に履行した後でなければ貸倒れの対象とすることはできません。

※金銭債権について連帯保証人がいる場合には、その連帯保証人は債務の返済に関して債務者と同等の立場にあると考えられることから、その連帯保証人等の資産状況、支払能力等を勘案して、その貸付金が回収不能かどうかの判断をすることになります。

◆一定期間取引停止後弁済がない場合等

債務者について次に掲げる事実が発生した場合には、その債務者に対して有する売掛債権（売掛金、未収請負金その他これらに準ずる債権をいい、貸付金その他これに準ずる債権は含みません）について、当該売掛債権の額から備忘価額を控除した残額を貸倒れとして損金経理をすることができます。

(1) 継続的な取引を行っていた債務者の資産状況、支払能力等が悪化したため、その債務者との取引を停止した場合において、その取引停止の時と最後の弁済の時などのうち最も遅い時から1年以上経過したとき（当該売掛債権について担保物のある場合は除く）※

※ 上記(1)は継続的な取引を行っていた債務者の資産状況等が悪化したことで取引を停止するに至った場合が該当するため、例えば不動産取引のようにたまたま取引を行った債務者に対して有する当該取引に係る売掛債権については、この取扱いの適用はありません。

(2) 法人が同一地域の債務者について有する当該売掛債権の総額がその取立てのために要する旅費その他の費用に満たない場合において、当該債務者に対し支払を督促したにもかかわらず弁済がないとき